

運 営 規 程

＜短期入所＞

社会福祉法人 東和福祉会 ショートステイ 寝屋川苑

**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
社会福祉法人 東和福祉会 ショートステイ 寝屋川苑（短期入所）運営規程**

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人東和福祉会（以下「事業者」という。）が設置する社会福祉法人東和福祉会ショートステイ寝屋川苑（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの短期入所（以下「指定短期入所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定短期入所の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 指定短期入所の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定短期入所の提供ができるよう努めるものとする。
 - 3 指定短期入所の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
 - 4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「大阪府指定障害者福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第107号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定短期入所を実施するものとする。

（事業所の名称等）

- 第3条 指定短期入所を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- （1）名 称 社会福祉法人東和福祉会 ショートステイ寝屋川苑
 - （2）所在地 大阪府寝屋川市宇谷町1番36号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、職員の管理、指定短期入所利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定短期入所の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 医師 1名(非常勤職員 1名)

医師は、利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導を行う。

(3) 生活相談員 1名(常勤職員 1名)

生活支援員は、利用者及びその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(4) 看護職員 10名(常勤職員 7名、非常勤職員 3名)

看護師は、利用者の診察の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理を行う。

(5) 介護職員 35名(常勤職員 29名 非常勤職員 6名)

介護職員は、利用者の日常生活の介護、相談及び助言を行う。

(6) 機能訓練指導員 4名(非常勤 4名)

日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための機能訓練を行う。

(7) 管理栄養士 1名(常勤職員 1名)

栄養士は、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務並びに利用者の栄養指導を行う。

(8) 調理員 10名(常勤職員 6名、非常勤職員 4名)

調理員は、利用者に提供する食事の調理業務を行う。

(9) 運転手 2名(常勤職員 2名 介護職員と兼務)

運転手は、利用者の送迎を行う。

(10) 事務員 2名(常勤職員 2名)

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(3) サービス提供日 年中無休

(4) サービス提供時間 24時間とする。

2 前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制

とする。

- 3 サービスの提供にあたっては、第1項の（3）及び（4）に関わらず、利用者等からの相談に応じるものとする。

（利用定員）

第6条 事業所の利用者等の定員は、16名とする。

（指定短期入所を提供する主たる対象者）

第7条 指定短期入所を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- （1）身体障害者（18歳未満の者を除く）
- （2）知的障害者（18歳未満の者を除く）
- （3）障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）
- （4）精神障害者（18歳未満の者を含む）
- （5）難病等対象者

（指定短期入所の内容）

第8条 事業所で行う指定短期入所の内容は、次のとおりとする。

- （1）食事の提供
 - （2）入浴又は清拭
 - （3）身体等の介護
 - （4）機能訓練
 - （5）生活相談
 - （6）健康管理
 - （7）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- （1）から（6）に附帯するその他必要な介護、支援、相談、助言。

- 2 前号に規定するものの他、送迎サービスを行うものとする。

（利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等）

第9条 指定短期入所を提供した際には、利用者及び障害児の保護者から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、利用者及び障害児の保護者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定短期入所の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者及び障害児の保護者に対して交付するものとする。
- 3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者及び障害児の保護者から徴収するものとする。

(1) 食事の提供に係る費用

(ア) 朝食 1食につき270円(うち食材料費113円)

(イ) 昼食 1食につき500円(うち食材料費259円)

(ウ) 夕食 1食につき610円(うち食材料費328円)

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(2) 送迎サービスの提供に係る費用

(ア) 通常の事業の実施地域以外の場合事業所から1キロメートル未満1回(片道)につき100円を実費として徴収する。

(イ) 通常の事業の実施地域以外の場合事業所から1キロメートル以上1回(片道)につき150円を実費として徴収する。

(3) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者及び障害児の保護者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者等は、この規程に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第11条 現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定短期入所の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠

償するものとする。

（非常災害対策）

第 12 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情解決）

第 13 条 提供した指定短期入所に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定短期入所に關し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 48 条第 1 項の規定により大阪府知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に關して市町村又は大阪府知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は大阪府知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにかできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 14 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に關する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であつた者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に關する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に關する事項）

第 15 条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
 - (2) 継続研修 年3回
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
 - 3 事業所は、利用者等に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日から5年間保存するものとする。
 - 4 事業所は、指定短期入所の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 「社会福祉法人東和福祉会ショートステイ寝屋川苑運営規程」(平成15年4月1日施行)は、平成18年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1、この規程は、平成18年10月1日から施行する。
- 2、この規則は、平成25年 4月1日から施行する。
- 3、この規則は、平成28年11月20日から施行する。